

歯科技工士																				
理学療法士																				
作業療法士																				
臨床工学技士																				
その他の技術職員																				
事務員																				
その他の職員																				
計																				
これらの職員の確保のための計画																				

(注)

- 1 医師及び歯科医師については、当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。
- 2 「その他の技術職員」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等医療従事者をいう。
- 3 「これらの職員の確保のための計画」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。